



2024年3月22日

日本臨床内科医会

代議員各位

一般社団法人日本臨床内科医会

代議員会 議長 本郷 道夫

## 令和6～7年度日本臨床内科医会 理事・監事選挙 立候補者について

一般社団法人日本臨床内科医会の理事及び監事の選挙について、定款38条、及び定款施行細則第20条ならびに第21条に則り、令和6年1月20日に告示を行い、同2月20日まで立候補の受付を行いました。定款施行細則第21条3項に基づき、立候補者一覧をここに公表します。

記

(立候補届出順 敬称略)

### 1. 理事選挙 立候補者 (23名)

坂東 琢磨	石川県
林 芳郎	鹿児島県
福田 正博	大阪府
泉岡 利於	大阪府
正木 初美	大阪府
宇都宮 保典	東京都
菅原 正弘	東京都
勝谷 友宏	兵庫県
山根 則夫	愛知県
江頭 芳樹	福岡県
小田 弘明	広島県
長尾 哲彦	福岡県
丸山 泰幸	埼玉県
木内 章裕	東京都
山路 浩三郎	福岡県
近藤 太郎	東京都
和田 一穂	青森県
石川 進	愛知県
古家 敬三	京都府
長尾 信	石川県
山本 晴章	神奈川県
及川 寛太	岩手県
惠美 滋文	徳島県



2. 監事選挙 立候補者 (3名)

西村 俊一郎	京都府
猪口 哲彰	福岡県
西里 卓次	北海道

以上

参考：

定款第 38 条 理事、および監事は、会員の中から代議員会の決議によって選任する。

定款施行細則 第 20 条 役員選挙は、原則として 4 月中に行うものとする。

定款施行細則 第 21 条 選挙に関する告示は、投票日の 30 日前までに、全代議員に通知される。この通知は、その時点における代議員会議長が行う。

2 役員選挙において候補者になろうとするものは、告示のあった日から定められた期日までの間に、文書をもってその旨を前項の代議員会議長に届出なければならない。

3 第 1 項の代議員会議長は、前項による届け順の候補者一覧表を作成し、当該選挙の期日 15 日前までに全代議員宛てに発送・発信しなければならない。

定款 第 34 条 本会は、次の役員をおく。(1) 理事の内から会長 1 名 (2) 理事の内から副会長 6 名 (3) 上記 (1) 及び (2) 以外の理事 3 名以上 16 名以内 (4) 監事 1 名以上 3 名以内。

定款施行細則 第 19 条 候補者の数が、その選挙における役員の定数を超えないときは、投票を行わずに、その候補者を当選と決定することができる。